

岩倉市地域包括支援センター
 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援 重要事項説明書

あなたに説明する重要事項は以下のとおりです。

1. 事業所の概要

運営主体の法人名	しゃかいふくしほうじんいわくらししゃかいふくしきょうぎかい 社会福祉法人岩倉市社会福祉協議会
運営主体の所在地	岩倉市西市町無量寺2番地1
ホームページアドレス	https://www.iwakura-syakyo.jp
運営主体の開設年月	昭和54年2月
運営主体の代表者	会長 伊藤 憲治
事業所名	いわくらしちいきほうかつしえんせんたー 岩倉市地域包括支援センター
管理者の役職・氏名	主任
事業所の所在地	岩倉市西市町無量寺2番地1
事業所の電話番号・FAX番号	電話 0587-38-0303 FAX 0587-38-0301
介護保険指定番号	2304700012
指定年月日	平成18年4月1日

2. 従業者の体制に関する事項

		常勤	非常勤	常勤換算
所属する 従業者の 人数・構成	保健師等の人数	1名	1名	1.5名
	社会福祉士等の人数	2名	1名	2.5名
	主任介護支援専門員等の人数	1名	0名	1名
	その他の従業者の人数	0名	2名	1.4名
従事者の健康診断の実施		有		
常勤職員の所定労働時間		1週間当たり 38時間45分		

(令和8年4月1日現在)

3. サービス内容等に関する事項

営業時間 (窓口対応可能時間)	月～金曜 特記事項	午前8時30分～午後5時 土日祝日、12月29日～1月3日は除く
サービス提供地域	岩倉中学校通学地域	
損害賠償保険へ加入	損害保険ジャパン株式会社	
事故発生時の対応	従業者は、利用者に対する介護予防ケアマネジメント又は指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告します。	
秘密の保持	従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。なお、サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、利用者又はその家族の同意を書面により得ます。	
公正中立な事業者選定	従業者は、利用者に対し、複数のサービス事業者等の紹介・介護予防サービス計画に位置付けたサービス事業者等の選定理由を求めることができることを十分に説明します。	
主治の医師等の指示の確認	従業者は、介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスを介護予防サービス計画に位置付ける場合は、利用者の同意を得たうえで主治の医師等の指示があることを確認します。	
福祉用具の適時適切な利用推進	従業者は、特定の福祉用具(固定用スロープ、歩行車を除く歩行器、松葉杖を除く単点杖、多点杖)を介護予防サービス計画に位置付ける場合は、利用者に対し、介護予防福祉用具貸与又は介護予防特定福祉用具販売のいずれかを選択できることや、それぞれのメリット及びデメリット等、利用者の選択に資するよう必要な情報を提供します。	
虐待の防止	利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げる必要な措置を講じます。 (1)虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に関催し、その結果について従業者に周知徹底します。 (2)虐待防止のための指針を整備します。 (3)従業者に対して虐待防止のための研修を定期的実施します。 (4)虐待防止の措置を講じるための担当者を配置します	
ハラスメント対策	ハラスメントにより、従業者の就業環境が害されることを防止するための次の取組を行います。 (1)職場におけるハラスメント防止に取り組み、従業者が働きやすい環境づくりを目指します。	

	(2)利用者が従業者に対して行う、暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為・セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。	
衛生管理等	<p>伝染性が強く罹患した場合の重篤性が高い感染症の発生及び、まん延を防止するため次の措置を講じます。</p> <p>(1)感染症の予防又は、まん延防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果を従業者に周知徹底します。</p> <p>(2)感染症の予防又は、まん延防止のための指針を整備します。</p> <p>(3)感染症の予防又は、まん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。</p>	
業務継続に向けた取組	<p>感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の継続的な実施、及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための次の措置を講じます。</p> <p>(1)業務継続改革を策定し、従業者に対して周知し、必要な研修及び訓練を定期的実施します。</p> <p>(2)定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行います。</p> <p>(3)業務継続計画の措置を講じるための担当者を配置します。</p>	
苦情・相談対応窓口の名称・連絡先・対応時間	事業所又は法人に設置された苦情・相談対応窓口	<p>岩倉市地域包括支援センター 連絡先電話番号 0587-38-0303 対応時間 午前8時30分～午後5時 土日、祝日、12月29日～1月3日は除く</p>
	外部に設置された苦情・相談対応窓口	<p>岩倉市長寿介護課 連絡先電話番号 0587-38-5811 対応時間 午前8時30分～午後5時15分 令和8年6月1日以降 対応時間 午前9時～午後4時 土日、祝日、12月29日～1月3日は除く</p>
	国保連苦情・相談対応窓口(介護サービス苦情相談窓口)	<p>愛知県国民健康保険団体連合会 連絡先電話番号 カナ 三ツツ 052-971-4165 対応時間 午前9時～午後5時 土日、祝日、12月29日～1月3日は除く</p>

4. 利用料

【原則的な介護予防ケアマネジメント(ケアマネジメントA)】 ケアマネジメント作成に係る費用(月額4,605円・初回加算1回3,126円・委託連携加算1回3,126円)は、地域支援事業から全額支払われますので、自己負担はありません。
【初回のみ介護予防ケアマネジメント(ケアマネジメントC)】 ケアマネジメント作成に係る費用(月額3,126円)は、地域支援事業から全額支払われますので、自己負担はありません。
【介護予防支援】 介護予防サービス計画作成に係る費用(月額4,605円・初回加算1回3,126円・委託連携加算1回3,126円)は、介護保険から全額給付されますので、自己負担はありません。

(令和8年4月1日現在)

介護予防ケアマネジメント又は介護予防支援の提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

年 月 日

事業者

所在地 岩倉市西市町無量寺2番地1

名称 岩倉市地域包括支援センター

説明者 _____

私は、本書面により、事業者から介護予防ケアマネジメント又は介護予防支援についての重要事項の説明を受け、サービスの提供開始に同意します。

利用者	住所	
	氏名	
代理人	住所	
	氏名	